

奈良県告示第百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

平成二十八年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十八年六月二十日現在の地番による。）
天理市二階堂上ノ庄町一一五番七の一部、一一五番一〇及び一一五番一四の一部
- 二 申請者氏名 奈良地所 代表者 西原章允
- 三 申請者住所 磯城郡川西町大字結崎五九四番地の八
- 四 道路の幅員 四・〇〇メートル
- 五 道路の延長 四一・九四メートル
- 六 指定年月日 平成二十八年六月二十四日
- 七 指定番号 郡土第二八〇四号